

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぽう

平成23年 3月 5日

第1789号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 地方自治法の一部改正法案 の概要に関する意見

今般、政府から提示された地方自治法の一部を改正する法律案の概要についての本会の意見は次のとおりである。

1. 今回の改正法案は、地方行財政検討会議における検討を踏まえ、当面早急に改善すべき事項について改正を図ろうとするものと承知しており、その限りにおいて異論はない。
2. ただし、改正事項のうち直接請求における地方税の賦課徴収等の除外規定の削除については、地方行財政検討会議及び総務大臣・地方六団体合会においてたびたび発言したとおり、国民負担の引上げが不可避とされている状況の中、選挙において減税を主張して住民の支持を得ようとする勢力が存する今日において、このような改正を行うことになるのではないかと危惧するものであり、今回の改正においては慎重に対処すべきものと考えられる。
3. 今回の改正は、当面早急に改善すべき事項についてのもので承知しており、今後、議長への議会招集権の付与をはじめとして本会が要望している諸事項についてもさらに検討を行い、地方自治法の抜本改正に取り組んでいただきたい。

平成23年 2月17日

全国市議会議長会  
会長 五本 幸正

## 自治法一部改正案 本会意見への回答

総務省

総務省は2月28日、「地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方について」を本会へ提示した。

この「考え方」は、本会をはじめとする地方六団体それぞれから総務省が聴取した意見の結果を踏まえ、取りまとめたもの。本会では2月17日、地方自治法の一部改正法案の概要に関する意見<sup>1</sup>を提出していた。本紙第1788号1面掲載。

▽議会と長の関係▽直接請求制度▽住民投票制度の創設▽住民訴訟における首長等の賠償責任▽国等による違法確認訴訟制度の創設▽広域連携▽地方自治法の抜本見直しの全体像——の8本。特に「直接請求制度」のうち

ち、本会が危惧していた「直接請求における地方税の賦課徴収等の除外規定の削除」について、総務省は「直接請求が乱発される事態は想定しにくいと考えており、『住民に対する誤ったメッセージを送ること』にもならない」と判

断を提示。しかし本会等から出されている意見を踏まえ、具体的な提案があれば耳を傾ける柔軟な姿勢を示した。なお、総務省は、直接請求が実施されても最終的な判断は議会に委ねられていると強調している。【4面へ続く】

## 高規格道路の整備促進を 高速協議会が総会決議を採択

全国高速自動車道市議会協議会（会長<sup>1</sup>住谷幸伸・高松市議会議長）は2月17日、東

京・都市センター会館で総会を開き、「高速道路建設促進に関する決議」を採択すると

ともに、平成23年度運動方針や予算などを決定した。決議では、高速自動車道は重要な社会基盤であるとともに、広域救急医療及び災害時の緊急輸送などに資する「命の道」であると、建設促進の必要性を訴えている。しかし高規格幹線道路網の供用率は未だ7割に過ぎず、現下の厳しい経済情勢や公共事業政策などと相まって、地方圏の高速道路建設は更なる遅れが懸念される。

このため決議では▽高規格幹線道路網の整備政策の明確な方向性▽ミッシングリンク（未開通区間）解消への予算確保——などを求めている。



津川国交政務官（右）に面談・要望 挨拶する住谷会長

会議終了後、決議の実現に向け、正副会長・監事・相談役は国土交通省の津川祥吾・大臣政務官らに面談、要望するなど実行運動を行った。

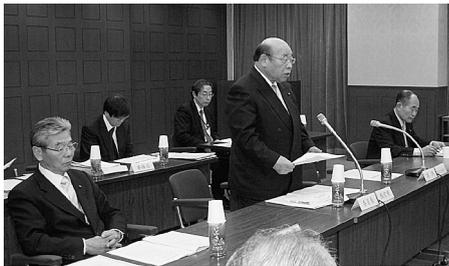
# 本会建設運輸委員会を主催 社会文教 23年度へ申送り事項決定

本会の建設運輸、社会文教委員会は、2月22日と24日にそれぞれ委員会を開き、平成22年度の要望運動結果について報告した。会議ではこの要望結果を踏まえ、引き続き重点的に要望すべき事項を「23年度委員会への申し送り事項」として決定。会議概要と申し送り事項は次のとおり。各委員会の要望運動結果の概要は今号から順次掲載する。

## 建設運輸委員会

建設運輸委員会は2月22日、東京・全国都市会館で委員会を開催。22年度要望運動結果報告ののち、次年度委員会への申し送り事項等を決定した。

要望運動結果では、平成23年度の道路整備予算案は総額9862億円とほぼ前年並みであり、公共事業関係予算が



挨拶する上谷建運委員長 (西宮市)

減少する中で、必要な社会資本整備については着実に整備されるよう担保することとなっていると報告。特に「国土ミッシングリンクの解消」については、「元気な日本復活特別枠」において1075億円計上されたことで、合計で前年度比5%増の3376億円が計上されたと説明した。

申し送り事項は、①各種交通網の整備推進 ②地域の実情に応じた地方道路財源の確保など ③自然災害対策の推進 ④地震や水害等の災害対策法に基づく各種施策の速やかな具現化など ⑤都市再生・地域再生の整備推進 ⑥安心・快適なまちづくりに資する住宅・市街地などの環境整備 ⑦の3事項。

当日は、国土交通省道路局の吉崎収・環境安全課長が

「平成23年度道路関係予算の概要」、同省総合政策局の山口勝弘・交通計画課長が「平成23年度地域公共交通関係予算の概要」について、それぞれ説明した。

## 社会文教委員会

社会文教委員会は2月24日、東京・全国都市会館で委員会を開催。22年度要望運動結果報告ののち、次年度委員会への申し送り事項等を決定した。

要望運動結果では、医師不足が深刻な診療科について、平成23年度予算案の特別枠として新たに10億円が措置されたことなどを報告。これは、地域医療の中核を担う臨床研修病院で医療の現場を担いつつ若手医師の教育を行う臨床研修指導医を確保するため、

## 平成23年度第1回「監査委員特別講座」開催

市町村アカデミー主催

市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)では、全国の市町村の監査委員の方々を対象として、監査委員の役割や、監査実務上の重要課題等について学ぶ特別講座を開催いたします。

今回は、4月14・15日の2日間、それぞれの分野で活躍されている講師の方々による講義が行われる予定となっています。

多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

◆日時：平成23年4月14日(木) 13:00から  
4月15日(金) 14:35まで

【4月14日】

- 13:30~14:40 「監査機能の充実・強化について」(講義) 総務省自治行政局行政課監査制度専門官 岡 裕二 氏
- 14:55~16:45 「監査委員の役割」(講義) 関西学院大学大学院経済学研究科教授 小西 砂千夫 氏
- 18:00~ 交流会(所内宿泊)

【4月15日】

- 9:00~12:30 「監査の実務」(講義・グループ討議・状況報告) 新日本有限責任監査法人 公認会計士 荒張 健 氏ほか
- 13:30~14:30 「監査の実務」(フリーディスカッション・講評) 新日本有限責任監査法人 公認会計士 荒張 健 氏ほか

※講演の内容等は、一部変更になる場合がございます。

◆場所：市町村職員中央研修所(市町村アカデミー) (千葉市美浜区浜田1丁目1番)

◆申込期限：平成23年3月16日(水) ※定員50人

◆申込方法：参加申込書(市町村アカデミーのホームページからダウンロードできます)を、FAX又は郵送でお送り下さい。

◆参加費：8,000円(宿泊費、食費等を含む)

◆決定通知：申込書受理後、決定通知に併せて必要な資料を送付いたします。

◆申込・照会先：〒261-0025 千葉市美浜区浜田1丁目1番

◆担当：栗田・川邊 ☎043-276-3126(研修部)

FAX043-276-8484 ホームページ <http://www.jamp.gr.jp>

## 議会人事

- ▼議長 別府福雄(2・1)
- ▼小諸 村上修一(2・1)
- ▼福津 中野武一(2・2)
- ▼御坊
- ▼副議長 小林より子(2・1)
- ▼小諸 永山麗子(2・1)
- ▼福津 平井俊哉(2・2)
- ▼御坊

黒澤和雄氏(石巻市議会議長)

2月25日逝去、65歳。葬儀は3月2日、石巻市内で執り行われた。喪主は長男、和也さん。



挨拶する川本社文副委員長 (瀬戸市)

医師不足診療科の臨床研修指導医における休日・夜間の指導手当に係る経費について財政支援が行われるものである。

申し送り事項は、①地域医療施策 ②医師確保のための緊急的かつ実効性のある施策の推進など ③医療保険制度 ④新たな高齢者医療制度構築における慎重かつ持続可能な制度設計など ⑤少子化対策 ⑥子ども手当の全額国費負担の実現など ⑦雇用対策 ⑧就労支援体制の強化等 ⑨の4事項。

当日は、内閣府の山崎速人政策統括官(共生社会政策担当) 付企画官(少子化対策担当)が「子ども・子育てをめぐる国の動向と課題」について説明した。

# 22年度 本委員会 活動結果の概要

<1>

本会の地行、地財、社文、産経、建運の5委員会が平成22年度に行った要望活動の結果概要を順次掲載する。

## 地方行政委員会

### 1. 地域主権改革の推進

本委員会は、昨年の第174回通常国会で継続審査とされた3法案「地域主権改革推進一括法案」「国と地方の協議の場に関する法律案」「地方自治法の一部を改正する法律案」の早期成立、また、国による義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大、国と地方の役割分担の見直しと都道府県から市への権限移譲、国の出先機関の廃止・縮小等の実現を求めてきた。

このうち、地域主権改革関連3法案については、昨年の2度の臨時国会でも成立せず継続審査となっている。

一方、政府は、昨年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」に基づき、国による義務付け・枠付けの第2次見直し分と、都道府県から市町村への権限移譲を内容とする第

2次地域主権改革推進一括法案の今通常国会への提出を予定しており、今後、地域主権改革関連3法案と併せ早期成立を求めていく必要がある。

また、昨年12月に閣議決定された国の出先機関廃止に向けての「アクション・プラン」では、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するとし、24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲を目指すことされた。

### 2. 地方議会の権能強化等

地域主権の確立を目指して

### 5. 合併市町村に対する支援の拡充及び国の制度創設・改正時のシステム構築等

23年度地方債計画では、合併特例債7800億円が確保されるとともに、旧合併特例法に基づき合併した市町村を対象とする合併市町村補助金は、約42億円が確保された。

また、昨年7月には総務大臣を本部長とし、関係部局が一丸となって自治体クラウドを総合的かつ迅速に展開する

地方自治法の抜本改正を検討する「地方行政検討会議」が昨年1月に総務省に設置され、議会のあり方や長と議会の関係のあり方等について検討が進められている。

総務省では、同会議の検討を踏まえ、昨年6月に「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を取りまとめ、さらに本年1月には、基本的な考え方を踏まえたその後の議論を基に「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」の方針を示した。これを基に総務省は、現在開会中

の第177回通常国会へ「地方自治法の一部改正案」を提出するとしている。

この改正案には、首長が臨時会の招集義務を果たさない場合、議長が招集できるようになること、副市町村長の選任を専決処分の対象から除外することなど、これまで本委員会が求めてきた事項が少なからず盛り込まれる見込み。

なおこの他、改正案には、条例により定例会・臨時会の区分を設けず通年の会期とすることを可能とすること、委員会に関する規定を簡素化し委員の選任等に関する事項を条例に委任すること、本会議においても公聴会の開催や参

考人の招致をすることができることとする等が盛り込まれる見込みである。

課題が残された検討事項については、地方行政検討会議で、引き続き検討される。

3. 消防防災体制の充実強化  
23年度予算案において、「元氣な日本復活特別枠」で緊急消防援助隊設備の充実強化が認められるなど、2.4%増の約132億円が確保され、このうち、特に本委員会の要望事項に関係する緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化については、約96億円が計上された。また、消防体制の広域化の一層の推進を図るため、広域消防運営計画の

作成経費に対する特別交付税措置など、ソフト・ハード両面からの総合的な財政支援措置が引き続き講じられる。

4. 過疎地域の自立促進  
23年度地方債計画では、過疎債2700億円、辺地債412億円が確保され、22年度の過疎地域等自立活性化推進交付金及び過疎地域集落等整備事業費補助金を統合・メニュー化した過疎地域等自立活性化推進交付金も創設され、23年度予算として5億円が確保された。また、過疎地域における税制特例措置（所得税・法人税に係る減価償却の特例等）の適用期限の延長が図られる。

7. 治安対策の強化等  
23年度の警察庁予算案（2451億円）のうち、警察基盤の充実強化に335億円、組織犯罪対策の推進に41億円が確保され、地方警察官の増員（833人）、暴力団対策・銃器対策の推進等が図られる。また、拉致問題への戦略的取り組み等を行う拉致問題対策推進等経費（内閣官房所管）は、12億円が確保された。

8. 北方領土返還  
23年度予算案として20.7億円（前年度比176.4%増）が確保。国民世論の啓発、隣接地域の振興、北方四島の元居住者の援護等が図られる。

9. 人権救済制度の確立  
23年度の法務省人権擁護局関係予算案として、33億円が確保され、人権啓発活動や人権擁護委員活動の充実強化等が図られる。

（担当・地方行政委員会）

# 政 市 ニュース

## まちづくりお助け隊 市内の各地区へ派遣

【福井県福井市】



まちづくり講演「ボランティア体験を通して伝えたいこと」

福井市は平成22年度、「まちづくりお助け隊派遣事業実施要領」をまとめ、公表しました。お助け隊を結成する目的は、まちづくり事業に関するアドバイザーを市内各地区へ派遣するため。申請のあった地区へアドバイザーをお助け隊として派遣し、地区のまちづくり活動を支援するとともに、人づくり・ネットワークづくりを図ります。

お助け隊の業務は▽まちづくり事業の助言▽まちづくり事業の助言▽まちづくり事業の助言▽まちづくり事業の助言

事業の情報提供▽その他のまちづくり事業の促進——に關すること。市内43か所の地区公民館（小学校区）を単位とし、各地区の自主的なまちづくりを目指しています。

お助け隊への登録要件は、「地区まちづくり組織等関係者」「ファシリテーターがでる人物」「大学教授など学識経験者」としています。まちづくりを自ら実践した経験や工夫を助言できる人物、専門的な知識や経験などを有するものが認められる人物など、まちづくりに関する人材を広く募っています。

なお、ファシリテーターとは、会議やワークショップなどにおいて、中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、合意形成や相互理解に向け、深い議論が進行するよう調整する役割を担う人物のこと。

市民活動に関する深い知識などが期待できます。

現在、お助け隊に登録されている人物は全部で9人。アドバイスする内容も、まちづくり全般はもとより、環境・福祉・男女共同参画・地域交通・地域活性化・樹木関係・地球温暖化情報の提供・省エネ型の住まいや暮らし方など、多岐に富んでいます。

お助け隊の派遣を希望する各地区のまちづくり組織は、市役所へ派遣を申請。市役所では、お助け隊に登録されている人物と地区の希望とのコーディネートの結果、派遣する

お助け隊が決まったら活動開始となります。

お助け隊の活動実施の一例としては、講師によるまちづくり講演、ワークショップによる住民意見の集約、具体的なまちづくり手法についてのアドバイスなど。お助け隊派遣の第1号として、22年11月には地区まちづくり組織関係者による「ボランティア体験を通して伝えたいこと」と題する講演が実施されました。

事業は開始後間もありませんが、いずれ各地区の自治力向上に大きく寄与することでしょう。

### 1面からの続き

## 自治法一部改正案 本会意見への回答

今回の一部改正法案は、平成22年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、準備を進めているもの。同大綱では地方自治法の抜本見直しについて「総務省の地方行財政検討会議において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出することと定めている。

この中、同検討会議（議長 片山善博・総務大臣）は1月26日、「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」をまとめた。検討会議

の考え方の中で「速やかに制度化する」とされた事項は、現在開会中の第177回通常国会へ提出することとされており、本会でも今回の改正法案が「当面早急に改善すべき事項」を対象としたものと理解しているところ。

今回の改正法案では「議会の招集権」について、議長等による臨時会の招集請求に対して議長が招集義務を果たさない場合、議長が招集することとしている。しかし、あくまでも「議長が招集義務を果たさ

ない場合」、かつ「臨時会の場面」に限定した内容となっている。総務省が2月28日に示した「地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方について」では、議会の招集権を議長が有するべきか否かについて「地方行財政検討会議において引き続き検討していきたい」としている。

このほか改正法案では「会期制の見直し」についても言及。現行方式とは別途、通年の会期を議会が条例により選択できることとした。

### 3月5日現在の市数

809市	
うち	
指定都市	19市
中核市	40市
特例市	41市
一般市	686市
特別区	23区

### 災害救助法が適用

新燃岳噴火で都城市 霧島山（新燃岳）の噴火に伴い、多数の住民の生命、身体に危害を受けるおそれが続いている。よって宮崎県は2月10日付で都城市に対し、災害救助法の適用を決定した。